

最高裁秘書第1707号

令和3年6月2日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書の開示についての通知書

3月1日付け（同月3日受付、第021011号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報等

裁判官会議（第8回）議事録（3月17日開催）抜粋（片面で1枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

裁判官会議付議人事関係事項(令和3.3.17提出)

2 令和2年度司法修習生の修習期間の決定について

令和2年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和3年3月31日から令和4年4月20日までと定める。